

とんだばやし

かかし



9月号(No. 153)

発 行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



改選後、農業委員会 初総会であいさつする 中谷会長

7月20日 本市農業委員会の初総会

(2、3ページに関連記事)

も く じ

- ▶新委員決まる-----2・3
- ▶農地の肥培管理について-----4

- ▶農業者年金-----4
- ▶農地賃借料情報-----4



就任のご挨拶

会長 中谷 清

7月20日開催の農業委員会初総会におきまして、引き続き会長という大役を拝命いたしました。富田林市の農業発展のため、努力していく所存でございますのでよろしくお願ひ申し上げます。ご存じのとおり、農業を取り巻く環境は、農

新しい委員が決まりました

会長

中谷 清氏

副会長

東 幸一氏
浅岡 均氏

7月20日(木)に富田林市役所3階の庁議室にて農業委員会総会が行われました。

農業委員会に関する法律の規定により、公募者(自薦又は農業者が組織する団体からの推薦)の中から、市長が市議会の同意を得て14名の農業委員を任命しました。

また、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が、同様に公募者の中から7名を委嘱しました。

業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など、一層厳しさを増しておりますが、新農業委員14名、新農地利用最適化推進委員7名が、担当地区での意見集約や調整、新たな担い手への農地の集積、集約などの活動を通じて、かけがえのない農地と農家を守るため、力強くやりのある農業となる手助けができればと考えております。さて、従来からの農地転用、権利移動などの許認可や、農地

委員の紹介

農業委員(14名)

- 奥本 雅三 委員
- 岸本 進 委員
- 丹上 務 委員
- 東 敏夫 委員
- 中谷 清 委員
- 谷口 均 委員
- 浅岡 均 委員
- 川角 勇司 委員
- 西尾 明定 委員
- 岡田 奈未子 委員
- 東 幸一 委員

の利用最適化の推進等に加え、農業委員会としては、市が策定する農業の将来像を示した「地域計画」における、10年後の目標地図の素案づくりが法定化されております。素案づくりには、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となりますが、地域の農業者の皆様におきましても、目標地図の素案づくりにご支援ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。最後になりますが、私たち

- 松村 忠一 委員
- 松尾 晋作 委員
- 濱田 智広 委員

農地利用最適化推進委員 (7名)

- 浦野 雅人 委員
- 野浦 正之 委員
- 原見 昭範 委員
- 奥城 徳純 委員
- 増田 正秀 委員
- 山本 留似 委員
- 中上 進一 委員

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農家の皆様の代表として自覚を持ち、関係機関からのご支援ご協力を頂きながら、富田林市の農業を次世代に繋げるために、委員が一丸となり、その責務を果たしてまいる所存でございます。農家の皆様には富田林市の農業の発展のため、ご指導、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様

喜志地区



奥本 雅三
委員



浦野 雅人
委員

川西地区



東 敏夫
委員



野浦 正之
委員

富田林地区



丹上 務
委員

新堂地区



岸本 進
委員

錦織地区



原見 昭範
委員



谷口 均
委員



浅岡 均
委員

大伴地区



川角 勇司
委員

彼方地区



岡田 奈未子
委員



山本 留似
委員



西尾 明定
委員



増田 正秀
委員

中立委員



濱田 智広
委員



中谷 清
委員



奥城 徳純
委員

東條地区



東 幸一
委員



松村 忠一
委員



中上 進一
委員



松尾 晋作
委員

農地の肥培管理

について

農地法第二条の二では、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務が規定されています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまい、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

また、遊休農地(耕作放棄地)は、病害虫や火災の発生、犯罪等の誘発のおそれがありますので、適正な管理をお願いします。

※除草等が困難な場合は、シルバー人材センターなどが有料で除草等を行っておりますので、ご相談ください。

0721334567

農業者年金

農業者なら広く加入できます
①年間60日以上の農業従事者

②国民年金の第1号被保険者

(保険料納付免除者を除く)

③20歳以上65歳未満の方

(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、将来年金として支給されます。

・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

お問い合わせ先

農業者年金基金専門相談員

03-3502-3199

または

農業者年金基金企画調整室

03-3502-3942

農地賃借料情報

令和4年4月から令和5年3月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

平均額	最高額	最低限	データ数	備考 (使用貸借)
25,100円	60,900円	8,700円	28筆	52筆

【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考 (使用貸借)
14,300円	22,600円	5,000円	11筆	3筆

①賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃貸借データのみを収集の対象としており、使用貸借(無料)のデータは含まれていません。

また、標準的な賃借料を算出するため、全データの平均の3倍を超えるものは特殊事情によるものとして除いています。

②金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

③この賃借料の水準は、賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、土地の広さ・形状・水利等の条件を勘案し、当事者間で賃借料を決定してください。

④賃借料を物納(水稻)している場合は、玄米30kg当たり7,000円に換算しています。